

平成29年度第3回神石高原町農業委員会総会議事録

|          |                         |        |      |         |
|----------|-------------------------|--------|------|---------|
| 集年月日     | 平成29年6月29日(木)           |        |      |         |
| 召集場所     | 神石高原町三和協働支援センター 2階 大集会室 |        |      |         |
| 開会時間     | 午後1時30分                 |        | 閉会時間 | 午後3時05分 |
| 出席農業委員   | 1番                      | 美田 雅彦  | 2番   | 小川 玲子   |
|          | 3番                      | 向 靖弘   | 4番   | 小坂 貢    |
|          | 5番                      | 伊勢村 春行 | 6番   | 小里 千恵子  |
|          | 7番                      | 正木 正二  | 8番   | 井上 賢市   |
|          |                         |        | 10番  | 立原 孝生   |
|          | 11番                     | 大埜 益旨  | 12番  | 若林 宏明   |
|          | 13番                     | 伊勢村 正治 | 14番  | 佐伯 知省   |
| 出席推進委員   | 3番                      | 今井 正勝  | 6番   | 三原 正義   |
|          |                         |        | 10番  | 川上 恵    |
|          |                         |        | 14番  | 小寺 寛治   |
|          | 9番                      | 圓道 タミ子 |      |         |
|          | 3番                      | 向 靖弘   | 4番   | 小坂 貢    |
| 欠席した農業委員 | 9番                      | 圓道 タミ子 |      |         |
| 議事録署名委員  | 3番                      | 向 靖弘   | 4番   | 小坂 貢    |
| 出席した職員   | 事務局長                    | 松本 真典  | 事務局  | 平田 賢礼   |
|          | 臨時職員                    | 渡邊 由加利 |      |         |

| 日程及び提出議案の題目  |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| 1. 開 会       |                                     |
| 2. 会 長 挨 拶   |                                     |
| 3. 欠 席 者 報 告 |                                     |
| 4. 議事録署名委員選任 |                                     |
| 5. 議 事       |                                     |
| 議案第1号        | 非農地証明について                           |
| 議案第2号        | 農地法第3条による許可申請について                   |
| 議案第3号        | 農地法第5条による許可申請について                   |
| 報告第1号        | 農地法施行規則第29条による届出について                |
| 6. 協 議 事 項   | (1) 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について |
|              | (2) 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について     |
| 7. そ の 他     |                                     |
| 8. 閉 会       |                                     |

|               |            |   |
|---------------|------------|---|
| 開 会           | 事務局長       | 定刻となりましたのでただいまから平成29年度第3回の神石高原町農業委員会総会を開会したいと思います。まず始めに会長よりご挨拶をお願い致します。   |
| 会長挨拶          | 会 長        | 挨拶  |
|               | 事務局長       | ありがとうございました。続きまして本日の欠席者の報告をします。本日の欠席者は9番圃道タミ子委員1名でございます。従いまして「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により在任委員数14名中本日の出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行については「会議規則第3条」の規定により会長にお願いします。 |
| 議事録署名<br>委員選任 | 議 長        | 本日の議事録署名委員を指名します。3番向委員と4番小坂委員にお願いいたします。   |
| 議案第1号         | 議 長        | 議案第1号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。  |
|               |            | (事務局説明)   |
|               | 議 長        | ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。  |
|               | 今井推進<br>委員 | 安田、仙養地区担当の今井です。受付番号0-1について報告します。場所は■■■■の■■■■、■■■■から■■■■の場所へあります。6月29日に美田農業委員と私とで調査しました。申請地については平成25年の利用状況調査によりすでにB判定になっており現状についても山林化しており農地への復元は難しいと思われます。以上です。                          |
|               | 議 長        | ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。  |
|               | 議 長        | 無いようでございますので採決に移りたいと思います。<br>議案第1号「非農地証明の申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。  |
|               |            | (全員賛成)  |
|               | 議 長        | 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。  |
| 議案第2号         | 議 長        | 続きまして、議案第2号「農地法第3条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。  |
|               |            | (事務局説明)   |
|               | 議 長        | ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っております。報告をお願いします。   |
|               | 今井推進<br>委員 | 受付番号3-5について報告します。場所は■■■■、■■■■から■■■■の場所へあります。6月29日美田農業委員と■■■■同行のもと調査しました。申請者である譲渡人は申請地を相続により継承されましたが維持管理が困難なことから今回譲渡したいということです。譲渡につきましては譲渡人の所有の住宅(空き家バンク)を購入さ                            |

|       |        |   |
|-------|--------|---|
|       |        | れ3月の農業委員会で3条申請により農地を借り受けて農業を始められたが今回規模拡大のため申請されました。農地利用状況調査によりB判定された土地もありますが現在の状況では多少手間はかかるかもしれないが農地への復旧は可能だと思われます。以上です。  |
|       | 議長     | ありがとうございます。ご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。   |
|       | 議長     | 無いようですので採決を行います。議案第2号「農地法第3条による許可申請」について申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。   |
|       |        | (全員賛成)  |
|       | 議長     | 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。  |
| 議案第3号 | 議長     | 続きまして議案第3号「農地法第5条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。   |
|       | 事務局長   | (事務局説明)   |
|       | 議長     | ありがとうございました。推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。   |
|       | 川上推進委員 | 井関、大矢地区の川上です。受付番号5-6、5-7について報告します。場所は■■■■■■■■■■に入ったところになります。6月25日に立原農業委員と■■■■■■■■■■同行のもと調査しました。申請のあった土地は農業振興地域の除外申請中ですが現在作付はされてなく維持管理をされていた農地であります。農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定申請中ではありますが許可の要件を満たしていると考えます。以上です。 |
|       | 議長     | ありがとうございます。続きまして5-8の案件について今井推進委員をお願いします。  |
|       | 今井推進委員 | 受付番号5-8になります。場所は■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■を■■■■■■■■■■入った場所にあります。6月29日に美田農業委員同行のもと調査しました。申請のあった農地は農業振興地域除外申請中ではありますが現在、高齢のため作付されてなく農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定申請中ではありますが許可の要件を満たしていると考えます。以上です。                       |
|       | 議長     | ありがとうございました。続きまして、5-9の案件をお願いします。  |
|       | 小寺推進委員 | 高蓋、木津和地区担当の小寺です。受付番号5-9について報告します。場所は■■■■■■■■■■にある■■■■■■■■■■にあります。6月20日に佐伯会長と私で調査しました。申請のあった農地は農業振興地域除外申請中ではありますが平成8年にほ場整備された第1種農地です。第1種農地は原則不許可ですが現在譲渡人と同居されている子供   |

|  |        |   |
|--|--------|---|
|  |        | 夫婦の住宅であり現在の宅地は狭く新しく建てる余地もないので申請をされています。ほ場整備団地の一番端に位置する畑であり問題もないものと思われます。以上です。   |
|  | 議長     | ありがとうございました。5条申請に対します説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。   |
|  | 小坂農業委員 | 太陽光パネルの設置に伴う借り受けとか譲渡ですが業者に貸すんだと思うんですが中電さんに借り受け人が託すという事でエネルギー発電施設などすべて中電さんになるのか？   |
|  | 事務局長   | 中電で工事される方は連携工事をするという契約を交わされます。その時連携するためにこの方が負担金を払われてやるんですけど電気を売買するのはこちらの申請者で中電は連携契約人というか申請はあくまで会社の方となります。連携工事の契約の負担金の納入をこちらのほうで確認して許可を出しているわけですけど工事の主体はこちらになっておるわけです。そういう位置づけになっております。  |
|  | 小坂農業委員 | そういう農地を太陽光パネルにして非農地を有効活用して推進ということは。そういう相談を農業委員、推進委員に話が来たときにどういう対応をすれば良いか。   |
|  | 事務局長   | 推奨しているわけではない。新たに設置するときこういう農地が目をつけられやすい。転用の許可を出すときに農地の条件として田んぼ等の真ん中に施設を作ると周りの農地の活用に支障をきたす恐れがあるということでこういう施設を作る時には他に場所はないか、大体あがってくる申請が第2種農地でほとんどが畑とか田んぼなら一番端のほうに申請が多いので周りの状況を見させて頂いて判断させていただいてます。農地については事前に申請をあげてもらう前に事前協議ということで事務局にきて頂いて確認をされます。農業振興地域に本町はほとんど入ってますので地番を伺ってどういう場所になるのか見ながらその段階で少し協議させてもらってます。   |
|  | 議長     | 国の再生エネルギーの認定をとって中電との売買契約が成立して負担金を納付したことが証明されて初めて許可を与えるという形になっており中電の契約はおそらく20年だろうと思います。ですから、20年経過後においては料金体系も変わってくると思いますのでその時点で色々混乱も起きてくるのではないだろうかと思います。それと第1種農地について（国の補助金が入っている農地）の太陽光発電は基本的にできないのだが一時転用という形で第1種農地についても営農型発電システムでパネルの下で農作物を栽培して設置する前の8割以上の収穫が確保できるものについては3年間の一時転用で認めていいというのがございます。3年、3年で一時転用の繰り返しを行っていくという事で途中3年の更新の時期においてパネルの下で作物を作ってなかったとか実績において収穫ができてなかったという事態が発生した場合は許可を取り消しなさいよという形がございます。町内でも1件だけこの制度を使った太陽光発電があ |

|       |        |   |
|-------|--------|---|
|       |        | ります。県内でも多く出ておりません。今回の案件で76k、73kの数値となっています。おそらくこの地域で中国電力は50k以外の契約はしてない。これだけのパネルを設置しているのは将来的にパネルが古くなると発電能力がおちるんでそのために多くのパネルを設置しているのだと思う。  |
|       | 事務局長   | ■■■■の第1種農地の案件ですが写真綴りの9ページを見て頂くとわかるのですがすでに造成のほう着手されていまして。今は工事のほうは中断してもらって状況ですけど始末書のほうを提出して頂いて今回の案件にしています。  |
|       | 議長     | 他にご意見ご質問ありませんか。<br>無いようでございますので採決に移らせて頂きます。<br>議案第3号「農地法第5条による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。  |
|       |        | (全員賛成)  |
|       |        | 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。  |
| 報告第1号 | 議長     | 続きまして報告第1号「農地法施行規則第29条による届出について」を議題とします。報告をお願いします。  |
|       | 事務局長   | (事務局説明)   |
|       | 議長     | ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。   |
|       | 三原推進委員 | 受付番号2-1について報告します。場所は■■■■から■■■■のところにあります。6月16日に小坂農業委員と■■■■同行のもと調査しました。届け出の農地は現在休耕地で作付されていません。今回、野菜用栽培井戸タンクを設置することです。届け出は5月でしたがすでに設置が完了していまして。今回の転用面積は18㎡で農地法施行規則で届け出の対象面積が200㎡以下となっておりますので特に問題ないかと思われます。 |
|       | 議長     | ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。先ほど説明がありました様に農業用施設につきましては200㎡以下は農地法の転用の必要性はありません。事前に届書を農業委員会の方へ提出頂ければそれで済むという形になってます。<br>無いようでございますので報告とさせていただきます。  |
| 協議事項  | 議長     | 続きまして協議事項に入らせていただきます。<br>「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価」合わせて「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を議題とします。事務局の説明をお願いします。   |
|       | 事務局長   | (事務局説明)   |
|       | 議長     | ご意見、ご質問ありましたらお願いします。  |
|       | 伊勢村農   | 認定農業者が前年度よりも82から77に減っているのはなぜか？協議  |

|  |         |  |
|--|---------|--|
|  | 業委員     | 事項1で経営耕地面積というのがあるが考え方がよくわからない。   |
|  | 事務局長    | 認定農業者は辞められた方がおられるということで現在の数は77ということになっています。  |
|  | 伊勢村農業委員 | 認定農業者の更新は5年に一度ということだが。   |
|  | 事務局長    | 更新をされなかったということです。もう一つは経営耕地面積ですが、これは農林業センサスの数値でこの数値は各農家の方に調査票を配られてその数をあげた面積になっていると思います。農林業センサスに掲載されている数値です。   |
|  | 伊勢村農業委員 | 農地台帳と耕地面積、その間遊休農地があってそこからすれば100haずつ違う。経営耕地面積が離れすぎているのか。  |
|  | 事務局長    | 山林化になっている土地は耕地ではないと思って農家が外していたら全く面積に反映されてないので。中には間違っ記載することもあると思う。haなど単位を間違えることも。国が全て集計した数値になるのでこの数値を使いなさいということもある。<br>ここで確認協議して頂いてるのですが県の方とも数値を提出して確認等してもらってます。  |
|  | 議長      | 他にありませんか。  |
|  | 小寺推進委員  | 農業経営のことなんですが4経営体は個人、法人含めての数なのか。例えば空き家バンクに入ってる方なのか、新規就農の方なのか。   |
|  | 事務局長    | 法人が2で新規就農の方2で4になります。■■■■で始められる方です。もう一つは農業されていたが適格化法人として新たに参入された方の4経営体になります。新たに新規就農して頂くこともお願いしたい。5経営体くらいを目標にかけて活動していきたい。こちらの数値も産業課と相談しながら報告させていただきたいと思います。  |
|  | 小寺推進委員  | 農地の利用意向調査というのがあるんですが、先般行った日南町が打ち出して書いてもらうようなものなんですか？   |
|  | 事務局長    | 先般、■■■■に行ってお話を聞かれたものは■■■■の意向調査ということです。本来、法律で決まっている利用意向調査というのは農地パトロールを8月からやって頂くんですけどこれは利用状況調査でいわゆる農地パトロールです。これで農地を調べてもらってその中で遊休農地、農地としてまだ使える状態であるのに作付や管理をされていないような農地を遊休農地として判定していただくとその遊休農地に対して今後どのようにするか利用意向調査という国で決まった調査票があってこれをお配りして記入してもらってます。自分で作る、農地中管理機構に貸し付けてもいい、貸付地を自分で相手を探すなど回答は5項目決まっています。中間管理機構に貸し付けをマルした段階で作付しなくても勧告対象から外れます。自分で作付するや相手を自分で見つけるに○を付けたら意向調査に基づいて半年後次の年の利用状況調査でその通りになっているかまた調査をしに行きます。この前、■■■■が説明されたのはそうなるのを防ぐため |

|  |        |   |
|--|--------|---|
|  |        | に前もってアンケートや聞き取りをしてどういう風に思ってるか早い段階で手を打っていくのはどうかということで独自でされています。  |
|  | 議長     | 意向調査というのは今後パトロールをした結果の中でA判定を受けたものについては所有者に調査票を送るとというのが意向調査です。現在は耕作されているが今後後継者がいないよとか作ってもらいたいとか農家の意向をある程度知っておく必要があるんじゃないかというのが今の課題です。それをパトロールするときにやるか時間がある時にやっていくか今後検討する必要があると思います。例えば田植えとトラクターの作業だけやっているがあとは人に任せているという方がいて今やっている人がリタイヤした場合それと同時に作業委託にだしている方は辞めるのか受託者を探すのか場合によっては██████など体制整備をしてカバーするのか今後の課題になっていくと思います。今回国の方から行政等へ対して農業振興またはバックアップ体制等の要請をするために農家を集めて座談会をなささいという指示がきております。十分集まって頂けないでしょうからうちの場合は即できるという状況ではないんですがなんらかの方法で農家の意向を十分聞いたうえで意見書という形で町長へ提出する内容を今後つめていく必要がある。特に神石高原町は認定農業者の会というのがないんです。よその市町には認定農業者の会を作っているところがあるのでそういう会合のなかで色々意見を聞かれている。本町の場合そういうものがないのでどういう方法をとっていけばいいか早急に検討していく必要があるんじゃないかと思う。 |
|  | 小坂農業委員 | 広報によると町長が各地域で懇談会をするという。その中にこの項目を入れて聞いてみるというのは。  |
|  | 議長     | 今回町長は3項目に絞ってやりたいということで振興会で話をしていました。なかなか内容的に人が集まるのが難しいと思います。その中で農業問題として意見があがればなど。町に対する意見書というのは前の法律では建議からという形で農業委員会の方から年に一回町長、議長に対して情報や意見を出しなさいよというのがあったんですが今回建議から農業委員会として農業のあり方について町長へ対して意見をしなさいよと法的に決められているので多少今までのよりも内容の見直しをしないといけませんが実は昨年からやる必要性があったのだができなかったのが今年農業委員、推進委員の意見を集約しながら方向を定めていかないといけないと思います。どういう方法をとるのかみなさんの方でも地域で行政にこういう事をしてほしいみたいな意見があれば耳を長くしておくことも必要かと思います。認定農業者の人、一同に77人集めても話がまとまらなければある程度職業別に集約したものへ集まるか検討する必要があるかと。町長の分もこれは各自治振興会から計画をしないといけないようになってたので要望を出しとけばいいかと思います。   |
|  | 事務局長   | 国も農業委員に対してこういったものをして、県も独自で独自でこういったものをして、果たしてうちの中でどういうやり方がいいかどうすれ  |

|  |    |  |
|--|----|--|
|  |    | <p>ば理解して進めていけるかなど考えながら取り組んでいく必要性がある。その一つで■■■■を見て頂いたんですがなかなか集まって話をすると出てこないけど各家庭で色々事情があってほんとうはこう思ってるというのを聞き出そうとするなら聞き取り表のような簡単な項目のようなものでいいので集めてまわるのもどうかと、今年は考えながら進めていこうかと思っています。</p>   |
|  | 議長 | <p>以前から1種農地荒廃地に対する地目変更等言ってましたが先般申したように基本的に20年以上基盤整備をして耕作をしていない荒れてしまっている農地については地目変更もやむを得ないような解釈もありますしこれに対する基準づくりの方も県が動きだしました。来月の7日に農業会議と就農支援課の職員がいきましてパトロールのやり方と合わせて町内で1種農地の荒廃が進んでるところを現地を見せてほしいという話がきておりますので県も動きだしてくれたのかなぁと思いますので今後問題がある場合は1つ1つ行政へあげてこれからも続けていきたいと思います。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>無いようでございますので「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」で検討した内容を一部修正してホームページへの掲載、県への報告とさせていただきます。</p> |
|  | 議長 | <p>以上で総会を終わります。</p>  |
|  |    |  |
|  |    | <p>午後3時05分</p>   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |